

# 東日本大震災に係る 震災特例法（法人税等関係）の概要

別冊（申告書等の記載例）増補版

平成 23 年 5 月 国税庁

法	法人税法
法規	法人税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 施行令
震災特例法規則	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 施行規則
震災特例法通達	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 関係通達（法人税編）

（注）この説明書は、平成23年4月27日現在の法令等に基づいて作成しています。

この震災により被害を受けた法人を対象として、国税に関して、法人税以外にも消費税、自動車重量税、印紙税、登録免許税の特例措置並びに納税の緩和制度が設けられています。

詳しい内容は資料【消(法)02】、【自重税 01】、【印紙 01】、【登免 02】、【納01】をご覧ください。

## 目 次

### (法人税関係)

I 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	1
II 仮決算の中間申告による所得税額の還付	3
III 被災代替資産等の特別償却	5
IV 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	7
V その他	10

### (源泉所得税関係)

VI 財産形成住宅（年金）貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例	10
---	----

### [別冊]

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付（震災特例法第 15 条）及び仮決算の中間申告による所得税額の還付（同法第 16 条）の適用を受ける場合の申告書等の記載例

#### [この説明書の構成について]

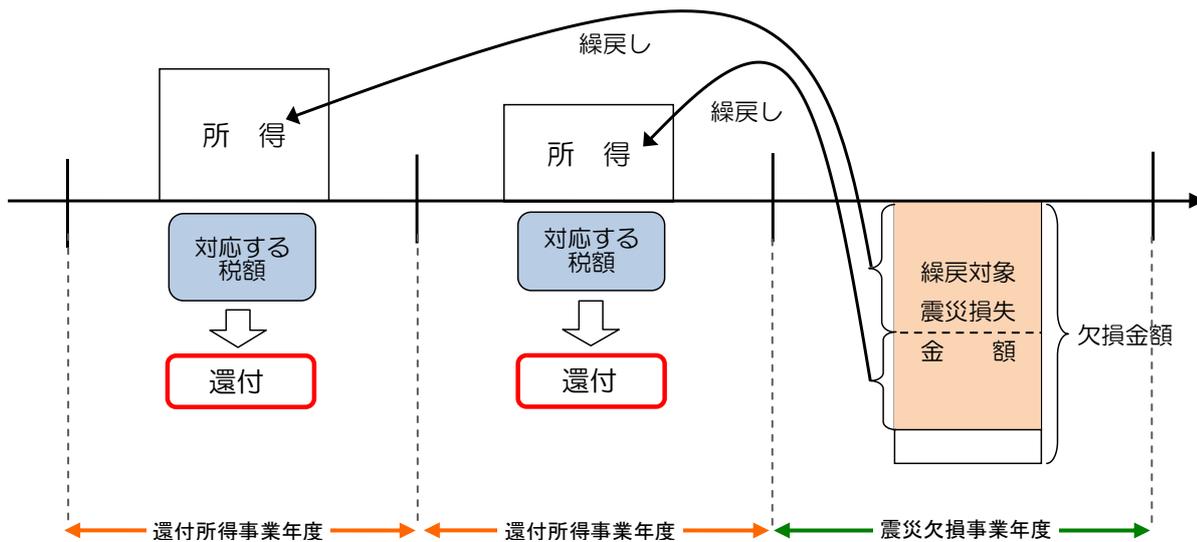
- 1 この説明書では、震災特例法で措置された法人税及び源泉所得税に係る事項を説明しています。法人税関係については、「I 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付」から「V その他」までに大区分した上で、その大区分の順に沿って説明しています。
- 2 大区分の中では、措置された制度の概要をイメージ図や算式等を交えて説明しています。
- 3 「申告に当たっての注意点」では、措置の適用を受けることのできる法人、適用を受けるための要件、申告や請求等の手続等の主な注意点を説明しています。
- 4 [適用時期] では、措置の適用関係について説明しています。
- 5 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付及び仮決算の中間申告による所得税額の還付の適用を受ける場合の申告書等の記載例を別冊として巻末に掲載しています。

## I 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

### 〔創設された制度の概要〕

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する各事業年度又は平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間（震災欠損事業年度）において生じた繰戻対象震災損失金額がある場合には、その震災欠損事業年度開始の日前 2 年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額について、繰戻し還付を請求することができることとされました（震災特例法 15、23）。

### 《イメージ図》（確定申告で繰戻し還付を請求する場合）



### ○ 繰戻対象震災損失金額

繰戻対象震災損失金額とは、震災欠損事業年度の欠損金額のうち、震災損失金額に達するまでの金額をいいます（震災特例法 15①、23①）。

なお、震災損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものについて生じた次の表に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除きます。）の合計額をいいます（震災特例法令 16①②、21①。以下この説明書において同じです。）。

棚卸資産等について震災により生じた損失の額	
滅失等による損失	東日本大震災によりその資産が滅失し、若しくは損壊したこと又はその震災による価値の減少に伴いその資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その資産の取壊し又は除去の費用その他付随費用に係る損失の額を含みます。）
原状回復の費用	東日本大震災により、その資産が損壊し、又はその価値が減少し、その他その資産を事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害があった日から1年以内にその資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用（その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用を含みます。）に係る損失の額

## ○ 法人税の還付額の計算

この制度による法人税の還付額は、次の算式により計算します。

(算式)

$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{その還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額}}{\text{その還付所得事業年度の所得金額}}$$

### 申告に当たっての注意点

#### 《中間申告・確定申告共通》

イ 法人税法第 80 条第 1 項(欠損金の繰戻しによる還付)による青色欠損金の繰戻し還付制度とは異なり、資本金 1 億円超の法人や青色申告書を提出する法人(青色申告法人)以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。

ロ この制度の適用を受けるためには、次の要件を満たしていることが必要です(震災特例法 15①③④、23①③④)。

(イ) 還付所得事業年度から震災欠損事業年度の前事業年度まで連続して確定申告書を提出していること。

(ロ) 所要の事項を記載した還付請求書を震災欠損事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書の提出と同時に納税地の所轄税務署長に提出すること。

なお、中間申告書にあっては、その提出期限までに提出している場合に限りま

ハ この制度の適用を受けることができるのは、震災損失金額が生じた事業年度又は中間期間が赤字の場合(欠損金額が生じている場合)です。

ニ 前事業年度において法人税法第 80 条による青色欠損金の繰戻し還付を受けている場合には、還付所得事業年度の法人税額及び所得金額から前事業年度に繰戻しの対象とした法人税額及び欠損金額を控除した残額を対象として、繰戻し還付の金額の計算をすることになります(震災特例法 15②、23②)。

ホ いずれの還付所得事業年度にそれぞれいくらの繰戻対象震災損失金額を繰り戻すかは、法人の計算によることとなります(震災特例法通達 15-7、23-7)。なお、「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載欄がありますので、誤りのないように記載してください。

ヘ 偽りその他不正の行為により、震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けた場合の罰則が設けられています(震災特例法 33)。

#### 《確定申告》

ト 青色申告書を提出している中小法人については、この制度と法人税法第 80 条との併用が可能(震災特例法通達 15-6、23-6)。この場合には、それぞれにつき還付請求書を作成して提出する必要があります。

チ 仮決算による中間申告で繰戻し還付を受けた場合には、中間期間を含む事業年度の確定申告において、次のことに注意してください。

(イ) 中間申告により還付金額の計算の基礎となった震災損失金額を確定申告時点の震災損失

金額から控除します（震災特例法 15①、23①）。

(ロ) 還付所得事業年度の法人税額及び所得金額から中間申告で繰戻しの対象とした法人税額及び繰戻対象震災損失金額を控除した残額を対象として、繰戻し還付の金額の計算をすることになります（震災特例法 15②、23②）。

(ハ) 中間申告で繰戻しの対象とした繰戻対象震災損失金額に相当する金額は、中間期間を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入します（震災特例法 15⑥、23⑥）。

### 〔適用時期〕

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する各事業年度又は平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間について適用されます（震災特例法 15①、23①）。

なお、還付請求書は確定申告書の提出と同時に提出することが原則ですが、周知期間を設ける観点から、平成 23 年 3 月 11 日を含む事業年度分の法人税の確定申告書を同年 6 月 30 日までに提出した法人の還付請求書は、同年 7 月 31 日までに提出すればよいこととされています（震災特例法 15①、23①、震災特例法附則 5、7）。

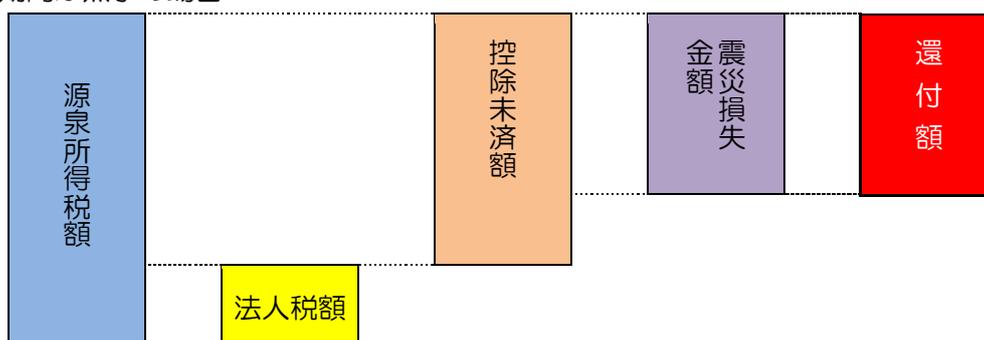
## II 仮決算の中間申告による所得税額の還付

### 〔創設された制度の概要〕

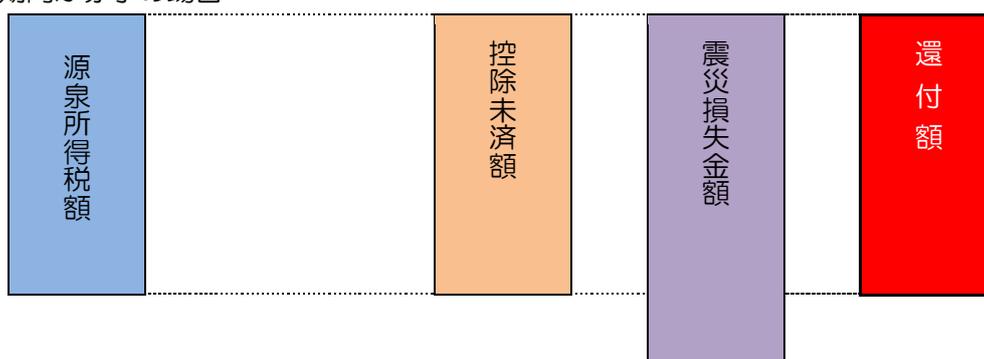
平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間において震災損失金額がある場合には、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間において課される源泉所得税額でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（震災損失金額を限度）を還付することとされました（震災特例法 16、24）。

### 《イメージ図》

- 中間期間が黒字の場合



- 中間期間が赤字の場合



## ○ 対象となる源泉所得税額

次のものに課される源泉所得税額をいいます（震災特例法 16①、24①、震災特例法令 17②、22②）。

- ・ 利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、  
差益、利益の分配又は賞金
- ・ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- ・ 割引債の償還差益
- ・ 国外公社債等の利子等
- ・ 民間国外債の利子
- ・ 国外投資信託等の配当等
- ・ 国外株式の配当等
- ・ 外国特定目的信託の利益の分配
- ・ 外国特定投資信託の収益の分配

### 申告に当たっての注意点

#### 《中間申告》

イ 仮決算による中間申告書をその期限内に提出し、還付を受ける所得税額などの記載をする必要があります（震災特例法 16①、24①、法 72①三、73、81 の 20①三、81 の 21、法規 32②、37 の 9②）。

ロ 外国税額と所得税額の両方がある場合には、①外国税額、②所得税額の順に控除を行うとしたときに控除しきれない所得税額が対象とされます（震災特例法 16①、24①）。

#### 《この制度の適用を受けた後の確定申告》

ハ 仮決算による中間申告で還付を受けた金額は、確定申告において改めて所得税額控除（又は所得税額の還付）を受けることはできません（震災特例法 16③、24③）。

ニ 法人税法第 40 条（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）の規定により損金不算入とされる金額は、仮決算による中間申告で還付を受けた金額と確定申告で控除（又は還付）を受ける金額の合計額になります（震災特例法 16③、24③）。

#### 〔適用時期〕

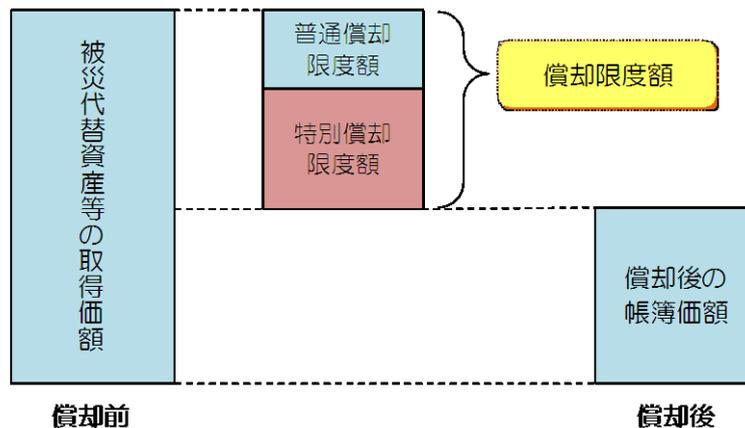
平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間について適用されます（震災特例法 16①、24①）。

### Ⅲ 被災代替資産等の特別償却

#### 〔創設された制度の概要〕

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、その被災代替資産等について、特別償却をすることができることとされました（震災特例法 18、26）。

#### 《イメージ図》



#### ○ 被災代替資産等

この制度の適用対象となる被災代替資産等とは、次の被災代替資産及び被災区域内供用資産をいいます（震災特例法 18①、26①）。

##### ① 被災代替資産

東日本大震災により滅失又は損壊した建物（その附属設備を含みます。）、構築物、機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産で、被災した資産の滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供されるものをいいます（震災特例法令 18①、23）。

##### ② 被災区域内供用資産

取得等をして被災区域内において事業の用に供した建物（その附属設備を含みます。）、構築物又は機械及び装置をいいます。

なお、被災区域とは、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

（注） ①及び②のいずれの資産も、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないもの限り、機械及び装置、船舶、航空機並びに車両及び運搬具にあつては貸付けの用に供したものを除きます。

#### ○ 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 18①、26①）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{被災代替資産等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

上記の特別償却割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合	
		中小企業者等*	その他の法人
建物又は構築物 (増築部分を含みます。)	平 23. 3. 11～平 26. 3. 31	18%	15%
	平 26. 4. 1～平 28. 3. 31	12%	10%
機械及び装置、船舶、航空機 又は車両及び運搬具	平 23. 3. 11～平 26. 3. 31	36%	30%
	平 26. 4. 1～平 28. 3. 31	24%	20%

### 申告に当たっての注意点

- イ 青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。  
なお、この制度の適用を受けようとする事業年度又は中間期間において、償却費として損金経理することが必要です（法 31①、震災特例法 18①、26①）。
- ロ 青色申告法人にあつては、償却費として損金算入した金額が特別償却限度額に満たない場合には、その満たない部分の金額（特別償却不足額）を 1 年間繰り越すことができます（震災特例法 18②、26②、措法 52 の 2、68 の 40）。
- ハ この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法 18③、26③）。
- ニ 特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法 18④、26④、措法 52 の 3、68 の 41）。
- ホ この制度の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法に規定する他の特別償却制度等の適用を受けることはできません（震災特例法 18⑤、26⑤、措法 53、68 の 42）。

### 【用語説明】

#### （中小企業者等）

- \* 中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等をいいます（震災特例法 18①、26①）。  
なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます（措法 42 の 4⑥⑫五六、68 の 9⑥⑫六七、措令 27 の 4⑩、39 の 39⑬）。
- ① 発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）の所有に属している法人
- ② ①のほか、発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

### 〔適用時期〕

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をして事業の用に供する被災代替資産等について適用されます（震災特例法 18①、26①）。

## IV 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

### 1 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

#### 〔創設された制度の概要〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間（対象期間）内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合100%）ができることとされました（震災特例法19、27）。

#### ① 被災区域内での買換え又は被災区域内から被災区域外への買換え

##### 〔譲渡資産〕

被災区域である土地（土地の上に存する権利を含みます。）又はこれとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物（その附属設備を含みます。）若しくは構築物で、平成23年3月11日前に取得（建設を含みます。）がされたもの

##### 〔買換資産〕

国内にある土地又は国内にある事業の用に供される減価償却資産

#### ② 被災区域外から被災区域内への買換え

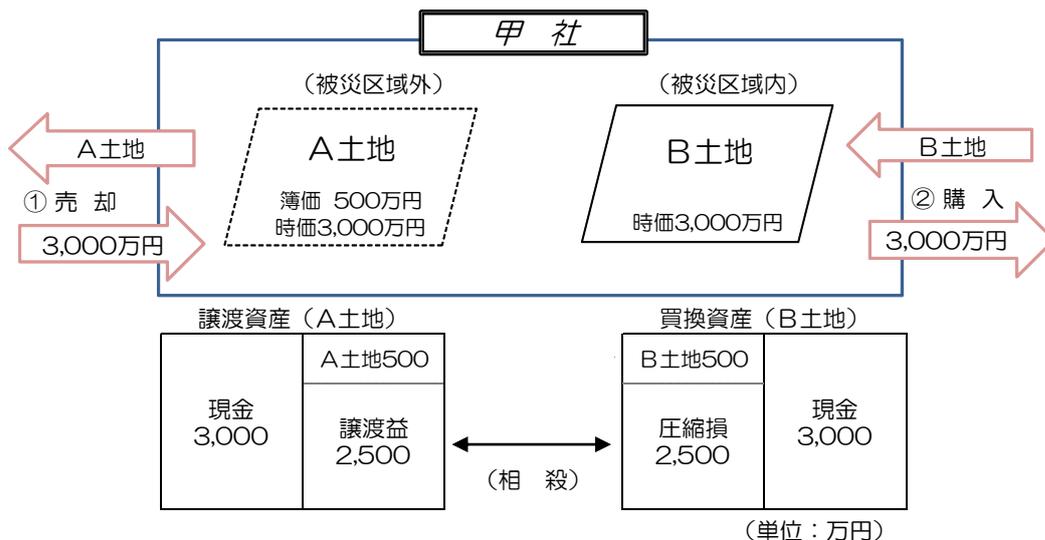
##### 〔譲渡資産〕

被災区域である土地以外の土地の区域（国内に限ります。）内にある土地、建物又は構築物

##### 〔買換資産〕

被災区域である土地又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

#### 《イメージ図》（被災区域外から被災区域内への買換えの場合）



#### （上記取引の処理例）（単位：万円）

① A土地の売却時	現金	3,000	/	A土地	500
				譲渡益	2,500
② B土地の購入時	B土地	3,000	/	現金	3,000
③ B土地の圧縮記帳	圧縮損	2,500	/	B土地	2,500

## ○ 圧縮限度額の計算

この制度による圧縮限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 19①⑬、27①⑬、措法 65 の 7 ⑬三・四、68 の 78⑬三・四）。

(算式)

$$\text{圧縮限度額} = \text{圧縮基礎取得価額} \times \text{差益割合}$$

イ 圧縮基礎取得価額とは、次の①及び②に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいいます。

① 買換資産の取得価額

② 譲渡資産の対価の額（既に圧縮記帳の適用を受けている場合には、他の買換資産に充てられた金額を控除した残額）

ロ 差益割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\frac{\text{譲渡対価の額} - (\text{譲渡直前の帳簿価額} + \text{譲渡経費の額})}{\text{譲渡対価の額}}$$

### 申告に当たっての注意点

イ 青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。

なお、この制度の適用を受けようとする事業年度又は中間期間において、圧縮限度額の範囲内で買換資産の帳簿価額を損金経理により減額することが必要です（震災特例法 19①、27①）。

ロ 買換資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて、圧縮限度額以下の金額を確定した決算において積立金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法 19①、27①）。

ハ 買換資産の土地等の面積が譲渡資産の土地等の面積の5倍を超える場合には、その超える部分の面積に対応する土地等は買換資産に該当しません（震災特例法 19②、27②、震災特例法令 19③、24③）。

ニ 一定の場合には、買換資産を先行して取得したときにもこの制度の適用があります。なお、この適用を受ける場合には、資産を取得した日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に、「先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書」に所定の事項を記載して所轄税務署長に提出する必要があります（震災特例法 19③、27③、震災特例法令 19⑤、24⑤）。

ホ この制度の適用を受けた場合において、買換資産の取得をした日から1年以内に、その買換資産を事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合には、買換資産の取得の日から1年を経過する日又は買換資産を事業の用に供しなくなった日を含む事業年度において、圧縮記帳により損金の額に算入した金額に相当する金額を益金の額に算入することとされています（震災特例法 19④、27④）。

ヘ この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書等を添付する必要があります（震災特例法 19⑤、27⑤、措法 65 の 7 ⑤⑥、68

の78⑤⑥)。

ト この制度の適用を受けた買換資産については、租税特別措置法に規定する特別償却制度等及び震災特例法における「被災代替資産等の特別償却」(5ページ)の適用を受けることはできません(震災特例法18⑤、19⑥、26⑤、27⑥、措法65の7⑦、68の78⑦)。

#### 〔適用時期〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡資産を譲渡し、平成23年3月11日以後に取得(建設及び製作を含みます。)をする買換資産について適用されます(震災特例法19①、27①、震災特例法附則6、8)。

### 2 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

#### 〔創設された制度の概要〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間内に、上記1の〔譲渡資産〕の譲渡をした場合において、その譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に、その譲渡資産に対応する買換資産の取得をする見込みであり、かつ、その取得の日から1年以内にその買換資産を事業の用に供する見込みであるときは、以下の算式により計算した金額をその譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法(その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。)により経理した場合に限り、その経理した金額を損金の額に算入することができることとされました(震災特例法20、28)。

(算式)

$$\text{特別勘定の金額} = \text{譲渡対価のうち買換資産の取得に充てようとする額} \times \text{差益割合}$$

#### 〔適用時期〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡資産を譲渡した場合に適用されます(震災特例法20①、28①)。

### 3 特定の資産を交換した場合の課税の特例

#### 〔創設された制度の概要〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、上記1の〔譲渡資産〕と〔買換資産〕との交換をした場合には、一定の要件の下で、特定の資産の買換えの場合の課税の特例又は特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例の制度が適用されます(震災特例法21、29)。

#### 〔適用時期〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に交換を行った場合に適用されます(震災特例法21、29)。

## V その他

### 〔創設された制度の概要〕

#### (1) 代替資産の取得期間等の延長の特例

収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法 64 の 2、68 の 71）及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法 65 の 8、68 の 79）について、東日本大震災のため、代替資産又は買換資産をその取得すべき期間（その末日が平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間にあるものに限り、）内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下に、その期間を 2 年以内の範囲で延長することができることとされました（震災特例法 22、30）。

#### (2) 中間申告書の提出に関する特例

東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととされました（震災特例法 17、25）。

## VI 財産形成住宅（年金）貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例

### 〔創設された制度の概要〕

- 1 東日本大震災で被害を受けたことにより、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しを受ける場合には、勤労者は東日本大震災で被害を受けたことによる目的外払出しであることにつき、その住所地の所轄税務署長に確認を申請し、当該税務署長が発行した確認した旨の書類を当該財産形成住宅（年金）貯蓄を受入れをしている金融機関の営業所等の長に提出したときには、その利子等について、所得税は課さないこととされます（震災特例法 10、震災特例法規則 3）。

勤労者の確認申請は、次に掲げる事項を記載した確認申請書に、③の事項を証する書類を添付して、勤労者の住所地の所轄税務署長に提出することにより行います。

- ① 勤労者の氏名及び住所並びに勤務先の名称及び所在地
- ② 財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地
- ③ 目的外払出しが東日本大震災で被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細
- ④ その他参考となる事項

- 2 平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 4 月 26 日までの間に東日本大震災で被害を受けたことによる目的外払出しを行い、既に利子等に係る所得税を源泉徴収されている場合には、勤労者は、平成 24 年 3 月 10 日までに、住所地の所轄税務署長に還付の請求をすることにより、徴収された所得税の還付を受けることができます（震災特例法附則 3、震災特例法令附則 3）。

勤労者の還付請求は、次に掲げる事項を記載した請求書に、④及び⑤に掲げる事項を証する書類を添付して、住所地の所轄税務署長に提出することにより行います。

- ① 勤労者の氏名及び住所
- ② 勤労者の勤務先の名称及び所在地
- ③ 財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地

- ④ 目的外払出しにより徴収された所得税の額及び徴収の年月日
- ⑤ 目的外払出しが東日本大震災で被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細
- ⑥ その他参考となる事項

#### 〔適用時期〕

この制度は、平成 23 年 4 月 27 日から適用されます。

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）には、この震災により被害を受けた方の申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。
- このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ（[www.kantei.go.jp/saigai](http://www.kantei.go.jp/saigai)）をご覧ください。

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付（震災特例法第15条）及び仮決算の中間申告による所得税額の還付（同法第16条）の適用を受ける場合の申告書等の記載例

この別冊では、

- ① 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付（震災特例法 15）
  - ② 仮決算の中間申告による所得税額の還付（震災特例法 16）
- の適用を受ける場合の、申告書、請求書、明細書等の記載例を設例に基づき示しています。

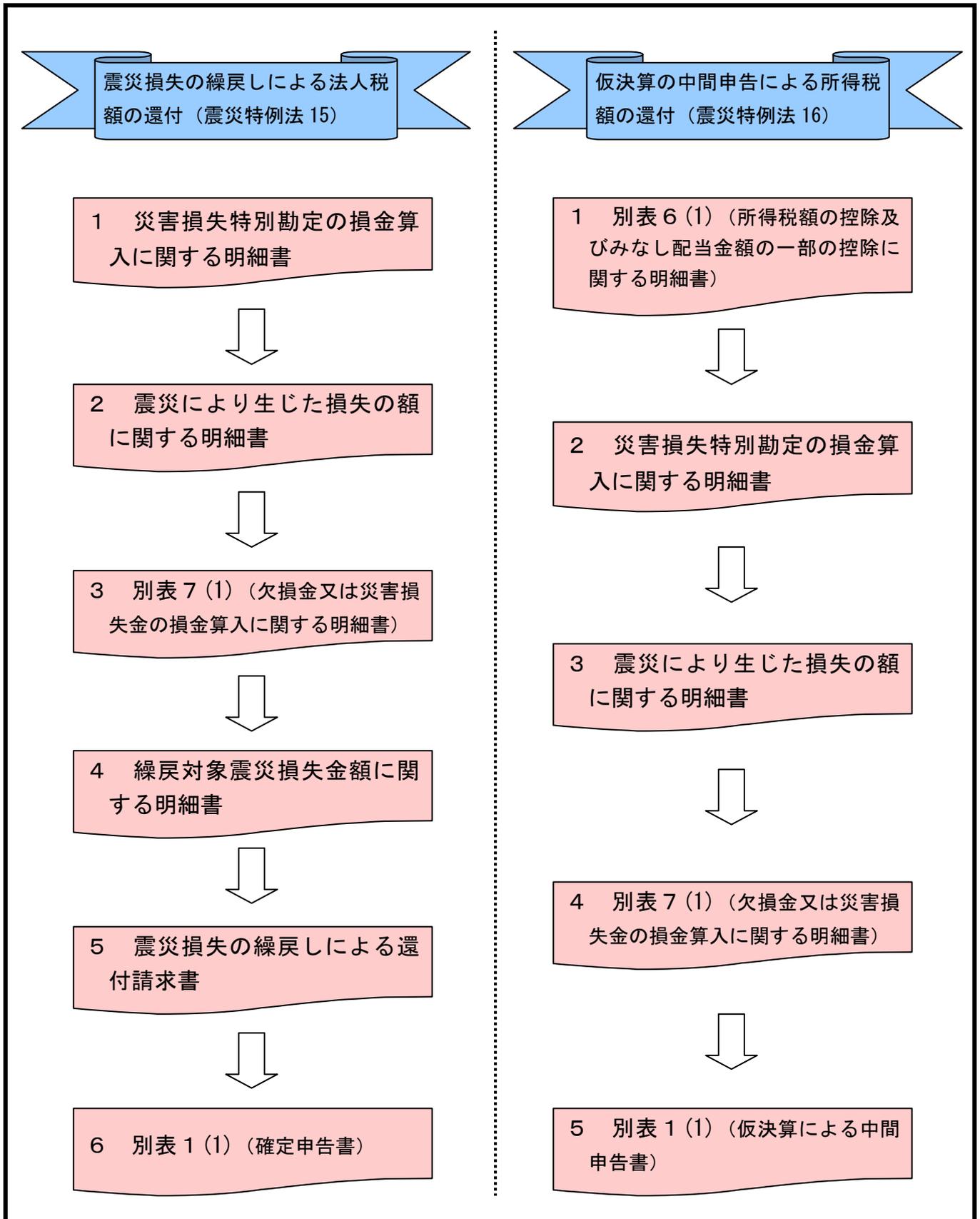
申告及び還付請求する際の参考にしてください。

《目 次》

○ 作成する申告書、請求書等の様式名と作成の順序（単体申告分）	1
○ 設例に基づいた記載例	
（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付関係（震災特例法 15））	
【設例 1】震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合	2
【設例 2】震災損失の繰戻しと青色欠損金の繰戻しとを同時に行う場合	7
【設例 3】中間申告で震災損失の繰戻しを行った後、確定申告においても震災損失の繰戻しを行う場合	12
（仮決算の中間申告による所得税額の還付関係（震災特例法 16））	
【設例 4】仮決算の中間申告において所得税額の還付を受ける場合	22

## 作成する申告書、請求書等の様式名と 作成の順序（単体申告分）

申告及び還付請求を行うに当たり作成することとなる順に、その様式を示しています。

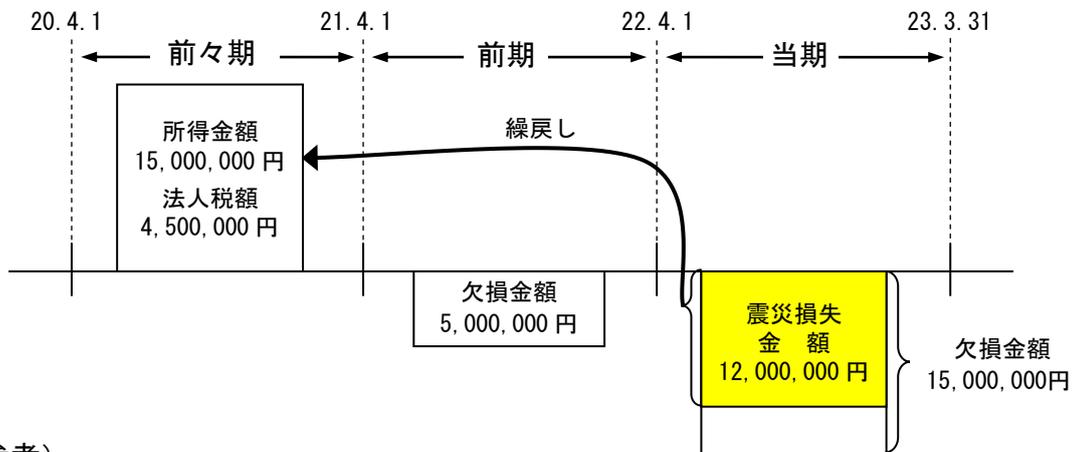


## ○ 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

### [設例 1] 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合

当社（株A、年1回3月決算、資本金10億円）は、当期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）において震災による損失の額（震災損失金額）が生じたことから、震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定を適用し、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行いたいと考えていますが、請求の手続きや申告書の書き方はどのようになりますか。

なお、前々期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）、前期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び当期の所得金額、欠損金額、法人税額などの状況は、下図のとおりです。



(参考)

当期における震災損失金額（12,000,000円）の内訳

- (1) 棚卸資産に係る滅失等による損失 4,000,000円
  - (2) 機械及び装置に係る滅失等による損失 2,000,000円及び原状回復の費用 1,000,000円
  - (3) 建物に係る修繕費等の見積額として計上した災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000円
- なお、(1)及び(2)の損失について、当期中に保険金等で補填されたものはありません。

[答]

#### 1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合の手続きについて

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」を作成し、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署に提出する必要があります（震災特例法15①）。

なお、還付請求書の提出は確定申告書の提出と同時に行うことが原則ですが、周知期間を設ける観点から、平成23年3月11日を含む事業年度分の法人税の確定申告書を同年6月30日までに提出した法人については、同年7月31日までに還付請求書の提出を行えばよいこととされています（震災特例法附則5）。

#### 2. 申告書等の記載の仕方について

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行うに当たって作成が必要な申告書、請求書、明細書などについて、記載例により説明します。

1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成  
 災害損失特別勘定の繰入れを行う場合に作成します。  
 設例の場合、建物に係る繰入額 5,000,000 円を記載します。

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	22・4・1 23・3・31	法人名	(株) A
災害のあった日	1	平 23・3・11	当期繰入額	5	5,000,000		円
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2	5,000,000	繰入限度額 (4)	6	5,000,000	円
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3	0	繰入限度超過額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	7	0	
	繰入限度額 (2)-(3)	4	5,000,000	期末災害損失特別勘定残高 (5)-(7)	8	5,000,000	
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細							
被災資産の明細	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物					
	被災資産の所在地	△△市〇〇町					
	構造、設備の 種類及び細目	鉄骨鉄筋コンクリート 工場用					
	事業の用に供した年月日	昭 平	xx・x・xx	昭 平		昭 平	
価値の減少額	被災資産の帳簿価額	9					円
	被災資産の価額	10					円
	価値の減少額 (9)-(10)	11					円
修繕費用等の見積額	翌期以後の 修繕費用等の見積額	12					円
	再取得価額等	13					円
	未償却残額	14					円
	被災資産の価額	15					円
差引見積額 (14)-(15)	16					円	
費用の見積額 (11), (12) 又は (16) のうち多い額	17	5,000,000					円
翌期以後の保険金等の額	18	0					円

この金額を2  
で作成する  
「震災により  
生じた損失の  
額に関する明  
細書」の災害  
損失特別勘定  
の計欄へ転記  
します。

設例につき、  
記載を省略  
します。

被災資産の当期末における帳簿価額を記載します。

被災資産の当期末における時価を記載します。

災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額のうち、翌期以後に支出すると見込まれる金額を記載します。その他詳細は、この明細書の裏面の“記載の仕方”の4(3)をご覧ください。

この明細書の裏面の“記載の仕方”の4(3)ハ～へをご覧ください。

(11), (12), (16)のうち多い額を記載します。設例の場合、5,000,000円と記載します。

## 2. 「震災により生じた損失の額に関する明細書」の作成

別表7(1)の明細書として作成します。

設例の場合、①棚卸資産に係る滅失等による損失額 4,000,000 円、②機械及び装置に係る滅失等による損失額 2,000,000 円及び原状回復の費用の額 1,000,000 円、③災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000 円をそれぞれ記載します。

震災により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	22・4・1 / 23・3・31	法人名	(株) A
資産の種類	災害前の帳簿価額	震災により生じた損失の額			
		滅失等による損失	原状回復の費用	計	
棚卸資産	XX,XXX,XXX	4,000,000	0	4,000,000	
機械及び装置	XX,XXX,XXX	2,000,000	1,000,000	3,000,000	
災害損失特別勘定				5,000,000	
合計		6,000,000	1,000,000	12,000,000	

3で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

(棚卸資産分を合計して) 別表7(1)「7」①欄の外書へ

(固定資産分を合計して) 別表7(1)「7」②欄の外書へ

別表7(1)「5」の各欄の外書へ

別表7(1)「6」の各欄の外書へ

別表7(1)「7」③欄の外書へ

## 3. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成

「5」欄から「10」欄の外書に、東日本大震災に係る震災損失金額を記載します。

22・4・1 / 23・3・31	(青色欠損) 連結みなし欠損・災害損失	5,000,000	0	5,000,000	
計		5,000,000	0	5,000,000	
当期	欠損金額 (別表四「44」の①)	15,000,000	欠損金の繰戻し額		
同上の うち	災害損失金 (10)				
	青色欠損金	15,000,000	12,000,000	3,000,000	
合計				8,000,000	
災害により生じた損失の額の計算					
災害の種類	東日本大震災	災害のやんだ日	平		
災害を受けた資産の別	棚卸資産	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む)	計	①+②	
	①	②	③		
当期の欠損金額 (別表四「44」の①)	4			15,000,000	
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	6	外 4,000,000 円	外 2,000,000 円	外 6,000,000
	被害資産の原状回復のための費用の額	6	外 0	外 1,000,000	外 1,000,000
	計 (5)+(6)	7	外 4,000,000	外 3,000,000	外 12,000,000
保険金又は損害賠償金等の額	8	外 0	外 0	外 0	
差引災害により生じた損失の額 (7)-(8)	9	外 4,000,000	外 3,000,000	外 12,000,000	
繰越控除の対象となる損失の額 ((4)の③)と(9)の③のうち少ない金額	10			外 12,000,000	

白色申告法人における「震災損失の繰戻し額」を記載します。

青色申告法人における①「震災損失の繰戻し額」、②「青色欠損金の繰戻し額」の合計額を記載します。

災害損失特別勘定の繰入額がある場合には、「5」欄+「6」欄)の金額と一致しないことになります。

「4」③欄と「9」③欄の外書のうち少ない金額を記載します。

この金額を4で作成する「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」欄へ転記します。

#### 4. 「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の作成

震災損失の繰戻しによる還付請求書の付表として作成し、繰戻対象震災損失金額をいずれの還付所得事業年度に繰り戻すかを明らかにします。

繰戻対象震災損失金額に関する明細書		事業年度 22.4. / 23.3.31	法人名 (株) A	付表
繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書				
繰戻対象震災損失金額 (別表七(一)「10の③」欄の外書)	円	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す繰戻対象震災損失金額	円
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	12,000,000	平成20.4. / 21.3.31	①	12,000,000
	12,000,000	平成 : : 平成 : :	②	

この金額を5で作成する「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の「2」欄へ転記します。

3で作成した別表7(1)の「10」③欄の外書の金額を記載します。

複数の還付所得事業年度に繰り戻す場合に、繰り戻す金額の内訳を記載します。

#### 5. 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の作成

「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載した繰り戻す繰戻対象震災損失金額を基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

税務署受付印		震災損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号
(フリガナ) 法人名等		(株) A		
震災欠損事業年度	自平成22年4月/日 至平成23年3月31日	(確定申告書) 中間	還付所得事業年度	自平成20年4月/日 至平成21年3月31日
区	分	請求金額	※金額	
震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額	1	12,000,000	4で作成した「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「3」欄の金額を記載します。
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2	12,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3	15,000,000	当該還付所得事業年度について、既に「震災損失の繰戻し」又は「青色欠損金の繰戻し」の適用を受けた場合には、その繰戻しを行った所得金額又は還付を受けた法人税額を記載します。
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	4	0	
差引所得金額 (3)-(4)	5	15,000,000		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	6	4,500,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7	0	
	控除税額	8	0	
	用途秘匿金額に対する税額	9	0	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	0	
	連結承認取消取戻税額	11	0	
	法人税額 (6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12	4,500,000	
既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	0		
差引法人税額 (12)-(13)	14	4,500,000		
還付金額 (14)×(2)/(5)	15	3,600,000	6で作成する別表1(1)の「18」欄の外書へ転記します。	
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書等提出月日	平成23年6月xx日	

6. 別表1(1)「確定申告書」の作成

還付請求税額及び翌期へ繰り越す欠損金額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	事業種目	青色申告 一連番号
(フリガナ) 法人名	電話( ) -	事業年度 (至)	整理番号
代表者 自署押印	(株) A	同非区分	売上金額
代表者 住所		一般社団・財団法人の区分	申告年月日
		経理責任者 自署押印	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分
		旧納税地及び旧法人名等	通信日付印 雑認印
		添付書類	省 略

平成 22 年 4 月 1 日

事業年度分の 確定申告書

平成 23 年 3 月 31 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日)

税理士法第30条の書面提出有  税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「44の①」)	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	十億	百万	千	円
1	△	150000000			16				
2				0	17				
3					18				3600000
4				0	19				3600000
5					20				
6				000	21				
7					22				
8				000	23				
9					24				
10				00	25				00
11					26				
12					27				80000000
13				00	28				
14				00	29				
15				00					

5で作成した「還付請求書」の「15」欄の金額を記載しますが、申告時に還付を受けていない金額は外書します。したがって、この申告と同時に還付を請求する場合には、還付請求金額は外書します。

還付所得事業年度に繰り戻した金額を控除した残額を記載します。

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分…平二十二・四・一以後終了事業年

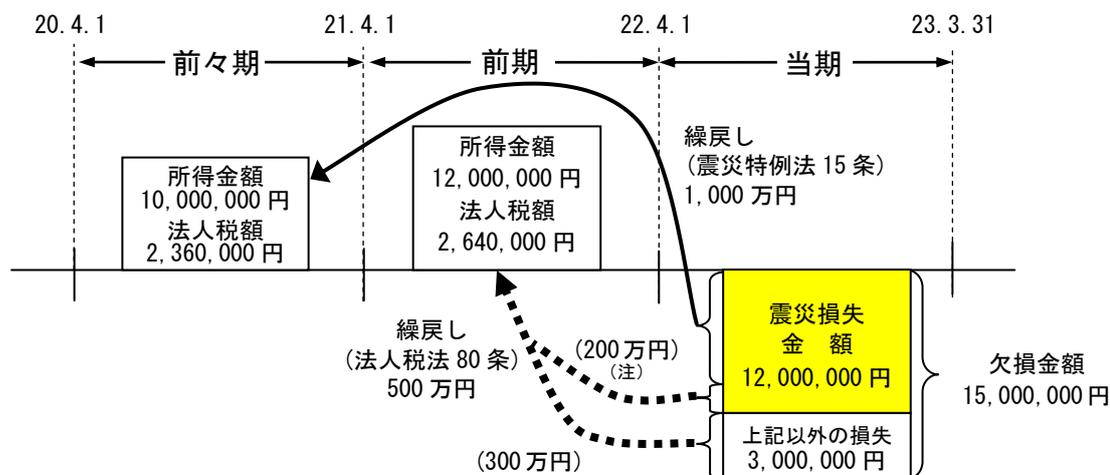
[設例 2] 震災損失の繰戻しと青色欠損金の繰戻しとを同時に行う場合

当社（株B、年1回3月決算、資本金1,000万円）は、当期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）において震災による損失の額（震災損失金額）が生じたことから、震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定を適用し、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行いたいと考えています。

また、当社は、青色申告法人である中小企業者等に該当することから、前期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）への繰戻しについては、法人税法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）により、青色欠損金の繰戻し還付制度の適用を併せて受けたいと考えています。

この場合の当期の請求の手続きや申告書の書き方はどのようになりますか。

なお、前々期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）、前期及び当期の所得金額、欠損金額、法人税額などの状況は、下図のとおりです。



(参考)

当期における震災損失金額（12,000,000円）の内訳については、[設例 1]と同様です（2ページをご覧ください。）。

(注)

青色申告法人における震災損失金額は、青色欠損金に該当しますので、当該震災損失金額の全部又は一部につき、「震災特例法の規定による繰戻し」、「青色欠損金の繰戻し」のいずれかの規定を選択することができます。  
 ⇒ 2年前の事業年度への繰戻しは震災特例法第15条を適用することになりますが、1年前の事業年度へ繰戻す場合には、震災特例法第15条と法人税法第80条のいずれかの規定を適用することもできるため、この設例においては、震災損失金額以外の金額と合わせて「青色欠損金の繰戻し」を行い、請求手続きの簡素化を図っています。

[答]

1. 震災特例法第15条の震災損失の繰戻しによる還付請求を行う場合の手続きについて

[設例 1]と同様、還付請求書を作成し、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署に提出する必要があります（震災特例法15①）。

なお、還付請求書の提出は確定申告書の提出と同時に行うことが原則ですが、周知期間を設ける観点から、平成23年3月11日を含む事業年度分の法人税の確定申告書を同年6月30日までに提出した法人については、同年7月31日までに還付請求書の提出を行えばよいこととされています（震災特例法附則5）。

2. 法人税法第80条の青色欠損金の繰戻しによる還付請求を行う場合の手続きについて

上記1の手続きと同様、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署に還付請求書を提出する必要があります（法人税法80①）。

法人税法第 80 条の規定については、請求期限の延長規定は設けられていませんので、確定申告書の提出期限までに提出することに注意してください。

### 3. 申告書等の記載の仕方について

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行うに当たって作成が必要な申告書、請求書、明細書などについて、記載例により説明します。

1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成  
 設例の場合、建物に係る繰入額 5,000,000 円について記載します。

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	22・4・1 / 23・3・31	法人名	(株) B	
災害のあった日	1	平	23・3・11	当期繰入額	5	5,000,000
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2	5,000,000	繰入限度額 (4)	6	5,000,000
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3	0	繰入限度超過額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	7	0
	繰入限度額 (2)-(3)	4	5,000,000	期末災害損失特別勘定残高 (5)-(7)	8	5,000,000
	被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細					
被災	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物				

この金額を2で作成する「震災により生じた損失の額に関する明細書」の災害損失特別勘定の計欄へ転記します。

中段以下は省略します（[設例1]と同様ですので、3ページをご覧ください。）。

2. 「震災により生じた損失の額に関する明細書」の作成  
 設例の場合、①棚卸資産に係る滅失等による損失額 4,000,000 円、②機械及び装置に係る滅失等による損失額 2,000,000 円及び原状回復の費用の額 1,000,000 円、③災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000 円をそれぞれ記載します。

震災により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	22・4・1 / 23・3・31	法人名	(株) B
資産の種類	災害前の帳簿価額 円	震災により生じた損失の額			
		滅失等による損失 円	原状回復の費用 円	計 円	
棚卸資産	XX,XXX,XXX	4,000,000	0	4,000,000	
機械及び装置	XX,XXX,XXX	2,000,000	1,000,000	3,000,000	
災害損失特別勘定				5,000,000	
合計		6,000,000	1,000,000	12,000,000	

3で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

(棚卸資産分を合計して) 別表7(1)「7」①欄の外書へ

(固定資産分を合計して) 別表7(1)「7」②欄の外書へ

別表7(1)「5」の各欄の外書へ

別表7(1)「6」の各欄の外書へ

別表7(1)「7」③欄の外書へ



5. 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」及び「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の作成  
 4で作成した「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載した繰り戻す繰戻対象震災損失金額などを基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

《21年3月期への繰戻しに係る還付請求書》

税務署受付印		震災損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
(フリガナ)		法人名等		(株) B	
記					
震災欠損事業年度	自平成22年4月/日	確定申告書	還付所得事業年度	自平成20年4月/日	
	至平成23年3月31日	(中間)		至平成21年3月31日	
区 分		請求金額	※金額		
震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額	1	12,000,000		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2	10,000,000		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3	10,000,000		
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	4	0		
	差引所得金額(3)-(4)	5	10,000,000		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	6	2,360,000		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7	0		
	控除税額	8	0		
	使途秘匿金額に対する税額	9	0		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	0		
	連結承認取消取戻税額	11	0		
	法人税額(6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12	2,360,000		
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	0		
	差引法人税額(12)-(13)	14	2,360,000		
	還付金額(14)×(2)/(5)	15	2,360,000		
請求期限	平成 年 月 日		確定申告書等提出年月日	平成23年 月 日	

4で作成した「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「3」欄の金額を記載します。

21/3期へ繰り戻す繰戻対象震災損失金額10,000,000円と22/3期へ繰り戻す青色欠損金額5,000,000円との合計額15,000,000円を3で作成する別表7(1)の「欠損金の繰戻し額」欄へ転記します。

《22年3月期への繰戻しに係る還付請求書》

税務署受付印		欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
(フリガナ)		法人名等		(株) B	
記					
欠損事業年度	自平成22年4月/日	還付所得事業年度	自平成21年4月/日		
	至平成23年3月31日		至平成22年3月31日		
区 分		請求金額	※金額		
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	1	5,000,000		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	2	5,000,000		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3	12,000,000		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	4	0		
	差引所得金額(3-4)	5	12,000,000		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	6	2,640,000		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7	0		
	控除税額	8	0		
	使途秘匿金額に対する税額	9	0		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	0		
	リース特別控除取戻税額	11	0		
	法人税額(6+7+8-9-10-11)	12	2,640,000		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	0		
	差引法人税額(12-13)	14	2,640,000		
	還付金額(14)×(2)/(5)	15	1,100,000		
請求期限	平成 年 月 日		確定申告書提出年月日	平成23年 月 日	

前1年以内に開始する事業年度に繰り戻すこととした青色欠損金額(この設例では、5,000,000円)を記載します。

還付金額の合計額3,460,000円を6で作成する別表1(1)の「18」欄の外書へ転記します。

6. 別表1(1)「確定申告書」の作成

還付請求税額及び翌期に繰り越す欠損金額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

平成 年 月 日 税務署長殿		納税地 電話( ) -	事業種目 10,000,000円 同非区分 法人名 代表者 代表者住所	青色申告一連番号 整理番号 事業年度 売上金額 申告年月日 申告区分 通信日付印 確定印	別表一 普通法人(特定の医療法人を除く)・一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十二・四・一以後終了事業年度
平成 22 年 4 月 / 日		事業年度分の確定申告書		翌年以降送付要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
平成 23 年 3 月 3 / 日		(中間申告の場合 平成 年 月 日)		租税法第30条の書面提出有 <input type="checkbox"/> 租税法第33条の2の書面提出有 <input type="checkbox"/>	

所得金額又は欠損金額(別表四「44の①」)	1	十億 百万 千 円	この申告等額の還付金額(46)	16	十億 百万 千 円
法人税額(36)又は(37)	2	△ 15000000	中間納付額(34)-(13)	17	
法人税額の特別控除額	3		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	3460000
差引法人税額(2)-(3)	4	0	計	19	3460000
リーフ特別控除取戻税額	5		この申告が修正申告である場合	20	
課税土地譲渡	6		所得金額又は欠損金額	21	
課税土地譲渡	7		課税土地譲渡	22	
課税土地譲渡	8		課税留保金額	23	
課税土地譲渡	9		法人税額	24	
課税土地譲渡	10		還付金額	25	00
課税土地譲渡	11		欠損金は現存額法等の高率控除額	26	
課税土地譲渡	12		欠損金は現存額法等の高率控除額	27	0
課税土地譲渡	13		この申告が修正申告である場合	28	
課税土地譲渡	14		所得金額又は欠損金額	29	
課税土地譲渡	15		課税土地譲渡		

5で記載した2つの「還付請求書」の還付金額の合計額を外書として記載します。  
この設例では、  
①21/3期分 2,360,000円と、  
②22/3期分 1,100,000円との合計額 3,460,000円を記載します。

繰戻し還付請求を行う場合の留意点

【繰戻対象震災損失金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付】(震災特例法通達 15-6)  
青色申告法人である中小企業者等にあつては、震災特例法第15条の規定により繰戻し還付を受ける震災損失金額以外の青色欠損金について、法人税法第80条第1項の規定の適用を受けることができます。  
(注) 震災損失金額とそれ以外の青色欠損金額を有する場合において、これらの欠損金額を前1年間に開始する事業年度に繰り戻す場合には、これらの欠損金額を区分することなく、その合計額について法人税法第80条第1項の規定の適用を受けることとすることもできます。  
この場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の作成は行わず、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」のみを作成することになりますが、還付請求税額や翌期へ繰り越す欠損金額は、それぞれを区分して2つの還付請求書を作成する場合と同様の結果となります。

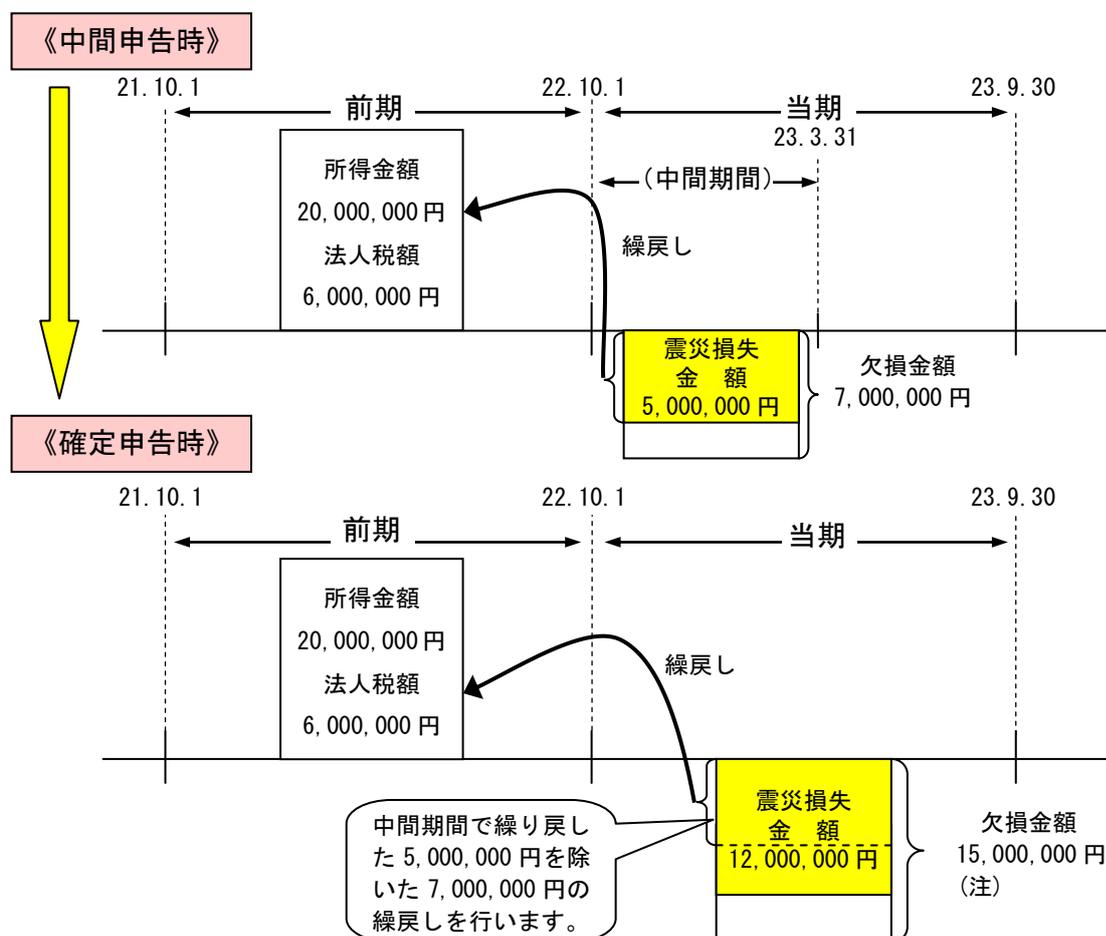
【還付所得事業年度が2以上ある場合の繰戻し還付】(震災特例法通達 15-7)  
還付所得事業年度が2以上ある場合に、そのいずれに繰り戻すかは法人の計算によりますが(震災特例法通達 15-7)、一般に、還付所得事業年度における税負担割合(法人税額÷所得金額)が高い事業年度に繰り戻すと還付税額が多くなります。

[設例3] 中間申告で震災損失の繰戻しを行った後、確定申告においても震災損失の繰戻しを行う場合

当社（株C、年1回9月決算、資本金10億円）は、当期（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）に係る中間期間（自平成22年10月1日至平成23年3月31日）について、平成23年5月に仮決算による中間申告を行い、前期（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）を還付所得事業年度として、震災損失の繰戻し還付請求を行っています（繰戻した震災損失金額は5,000,000円）。

この度、当期の確定申告書の作成に当たり、中間申告後に生じた震災損失金額を対象として、改めて震災損失の繰戻し還付請求を行いたいと考えていますが、仮決算時に繰戻し還付請求した金額をどのように処理すればよいのかなど、申告書や請求書の記載に当たり留意すべき点を教えてください。

なお、前期及び当期の所得金額、欠損金額、法人税額などの状況は下図のとおりです。



(注) 確定申告書の欠損金額は、中間期間で繰戻した震災損失金額を控除した10,000,000円となります(18ページ参照)。

(参考)

- 1 中間期間における震災損失金額(5,000,000円)の内訳  
建物に係る修繕費等の見積額として計上した災害損失特別勘定の繰入額5,000,000円
- 2 確定申告における震災損失金額(12,000,000円)の内訳
  - (1) 建物に係る修繕費の支出額5,000,000円
  - (2) 機械及び装置に係る原状回復の費用7,000,000円
 なお、これらの損失について、当期中に保険金等で補填されたものではありません。

[答]

○ 申告書等の記載の仕方について

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行うに当たって作成が必要な申告書、請求書、明細書などについて、記載例により説明します。

《中間申告分の記載要領》

1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成

設例の場合、建物に係る繰入額 5,000,000 円について記載します。

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	22・10・1 23・3・31	法人名	(株) C		
災害のあった日	1	平	23・3・11	当期繰入額	5	5,000,000	
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2	5,000,000	繰入限度額 (4)	6	5,000,000	
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3	0	繰入限度超過額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	7	0	
	繰入限度額 (2)-(3)	4	5,000,000	期末災害損失特別勘定残高 (5)-(7)	8	5,000,000	
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細							
被災	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物					

この金額を2で作成する「震災により生じた損失の額に関する明細書」の災害損失特別勘定の計欄へ転記します。

中段以下は省略します（[設例1]と同様ですので、3ページをご覧ください）。

2. 「震災により生じた損失の額に関する明細書」の作成

設例の場合、災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000 円を記載します。

震災により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	22・10・1 23・3・31	法人名	(株) C
資産の種類	災害前の帳簿価額	震災により生じた損失の額			
		滅失等による損失	原状回復の費用	計	
	円	円	円	円	
災害損失特別勘定					5,000,000
合計					5,000,000

別表7(1)「7」③欄の外書へ

3. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成

「5」欄から「10」欄の外書に、東日本大震災に係る震災損失金額を記載します。

当期 分	欠損金額 (別表四「44の①」)	7,000,000			欠損金の繰戻し額		
	災害損失金 (10)						
	青色欠損金	7,000,000			5,000,000		
合計							
災害により生じた損失の額の計算							
災害の種類		東日本大震災			災害のやんだ日	平	
災害を受けた資産の別		棚卸資産 ①	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む) ②	計 ①+② ③			
当期の欠損金額 (別表四「44の①」)		4			7,000,000 円		
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	外	0円	外	0円	外	0
	被害資産の原状回復のための費用の額	外	0	外	0	外	0
	計 (5)+(6)	外	0	外	0	外	5,000,000
保険金又は損害賠償金等の額		外	0	外	0	外	0
差引災害により生じた損失の額 (7)-(8)		外	0	外	0	外	5,000,000
繰越控除の対象となる損失の額 (4)の③と(9)の③のうち少ない金額		10			外	5,000,000	

中間申告の場合は、翌期に繰り越す欠損金額は生じないため、空欄とします。

災害損失特別勘定の繰入額がある場合には、「5」欄+「6」欄)の金額と一致しないことになります。

「4」③欄と「9」③欄の外書のうち少ない金額を記載します。

この金額を4で作成する「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」欄へ転記します。

4. 「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の作成

震災損失の繰戻しによる還付請求書の付表として作成し、繰戻対象震災損失金額をいずれの還付所得事業年度に繰り戻すかを明らかにします。

繰戻対象震災損失金額に関する明細書		事業年度	22・10・1 23・3・31	法人名	(株) C	付表
繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書						
繰戻対象震災損失金額 (別表七(一)「10の③」欄の外書)	1	円	5,000,000	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す繰戻対象震災損失金額	
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額	2	円	5,000,000	平 22・10・1 平 22・9・30 平 : : 平 : :	① ②	円 5,000,000

3で作成した別表7(1)の「10」③欄の外書の金額を記載します。

この金額を5で作成する「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の「2」欄へ転記します。

5. 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の作成

「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載した繰り戻す繰戻対象震災損失金額を基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

震災損失の繰戻しによる還付請求書			※整理番号
平成 年 月 日  税務署長殿	(フリガナ) 法人名等	(株) C	
	納税地	T	
	(フリガナ) 代表者氏名		Ⓜ
	連絡先	T	
	期末現在の 資本金等の額		円
	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。		
記			
震災欠損 事業年度	自平成22年10月/日 [確定申告書] 至平成23年3月3/日 [中間申告書]	還付所得 事業年度	自平成22年10月/日 至平成22年9月30日
区 分		請求金額	※金額
震災欠損 事業年度の 繰戻対象 震災損失 金額	繰戻対象震災損失金額	1	5,000,000
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2	5,000,000
還付所得 事業年度の 所得金 額	所得金額	3	20,000,000
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	4	0
	差引所得金額(3)-(4)	5	20,000,000
還付所得 事業年度の 法人税 額	納付の確定した法人税額	6	6,000,000
	仮装整理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7	0
	控除税額	8	0
	使途秘匿金額に対する税額	9	0
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	0
	連結承認取消取戻税額	11	0
	法人税額(6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12	6,000,000
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	0
	差引法人税額(12)-(13)	14	6,000,000
		還付金額(14)×(2)/(5)	15
請求期限	平成23年5月3/日	確定申告書等提出年月日	平成23年5月xx日

4で作成した「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「3」欄の金額を記載します。

この金額を6で作成する別表1(1)の「18」欄の外書へ転記します。

【ご注意】

中間申告で震災損失金額の繰戻し還付請求を行った場合には、確定申告時に、その還付請求の対象となった繰戻対象震災損失金額に相当する金額を益金の額に算入することとなります。

設例の場合、5,000,000円を益金の額に算入します。

確定申告を行う際の別表4の記載要領は、18ページに記載していますので、ご参照ください。

6. 別表1(1)「確定申告書」の作成

還付請求税額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

平成 年 月 日 税務署長殿		所 属 業 種 要 否 別 表 等	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度 (至) 売上金額 申告年月日 申告区分 庁指定 届指定 届等 区分 通信日付印 確認印 省略 年 月 日 年 月 日	別表1(1) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十二・四・一以後終了事業年度
納税地 (フリガナ) 電話( ) -	事業種目 日本国産の資本金の額又は出資金の額 1,000,000.00 非中心法人等 前上が100万円以下の事業従事者のうち非法人等に該当しないもの	同非区分 特別定款 同業会社 非同業会社 一般社団・財団法人の区分 非常利限法人 普通法人	税務署 延滞 理 年 月 日	
法人名 (株) C	経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	年 月 日	
代表者 自署押印	添付書類 債権対照表、損益計算書、株主(社員)名簿、役員名簿、事業計画書、事業概況書、組織図等 本号記載の事項又は損益計算書、株主(社員)名簿、役員名簿、事業計画書、事業概況書等のないし、組織図等に 記載の事項が不明瞭なものである場合は、添付書類を提出する	年 月 日	年 月 日	
代表者 住 所	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

平成 22 年 10 月 1 日

翌年以降送付要否  要  否

事業年度分の 中間 申告書

平成 23 年 9 月 30 日 (中間申告の場合 平成 22 年 10 月 1 日) (計算期間 平成 23 年 3 月 31 日)

税理士法第30条の書面提出有  税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「44の①」)	十 億	百 万	千	円	この申告書による還付金額	十 億	百 万	千	円
1	△	7	0	0	0	0	0	0	0
2				0					0
3									
4				0					0
5									
6				0					0
7									
8				0					0
9									
10				0					0
11									
12									
13				0					0
14				0					0
15				0					0
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25				0					0
26									
27									
28									
29									

5で作成した「還付請求書」の「15」欄の金額を外書します。

中間申告では、翌期へ繰り越す欠損金額の欄は記載しません。

《中間申告で繰戻し還付請求をした後に、確定申告においても繰戻し還付請求を行う場合の確定申告書等の記載要領》

1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成

中間期間において災害損失特別勘定への繰入れを行った金額以外の繰入れを確定申告時に行わない場合には、この明細書を作成する必要ありません。

設例の場合は、該当がありません。

2. 「震災により生じた損失の額に関する明細書」の作成

当期における震災損失金額をその内訳に応じて、それぞれ該当欄へ記載します。

なお、災害損失特別勘定の金額を有している場合において、その災害損失特別勘定に係る資産につき修繕費用等の支出をしたときには、その災害損失特別勘定に相当する金額を修繕費用等の額の上段に△を付して記載します。

設例の場合、建物に係る災害損失特別勘定の金額 5,000,000 円に△を付して記載します。

原状回復の費用等の支出をした場合において、その費用等に係る災害損失特別勘定の金額を有しているときには、その災害損失特別勘定に相当する金額を修繕費用等の額の上段に△を付して記載します。

震災により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名	
		2010.10.1	(株) C	
		2009.9.30		
資産の種類	災害前の帳簿価額 円	震災により生じた損失の額		
		滅失等による損失 円	原状回復の費用 円	計 円
建物		0	△ 5,000,000 5,000,000	△ 5,000,000 5,000,000
機械及び装置		0	7,000,000	7,000,000
災害損失特別勘定				5,000,000
合計		0	7,000,000	12,000,000

3で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

(固定資産分を合計して)別表7(1)「7」②欄の外書へ

中間申告において繰り入れた災害損失特別勘定の金額についても、確定申告時に改めて記載します。

別表7(1)「5」③欄の外書へ

別表7(1)「6」③欄の外書へ

別表7(1)「7」③欄の外書へ

【参考】別表4「所得の金額の計算に関する明細書」の作成

中間申告で震災損失金額の繰戻し還付請求を行った場合には、確定申告時に、その還付請求の対象となった繰戻対象震災損失金額に相当する金額を益金の額に算入することとなります。  
 設例の場合、5,000,000円を益金の額に算入します。

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式) 事業年度 22.10.1 / 23.9.30 法人名 (株) C

区分	総額	留	外
当期利益又は当期欠損の額	①	②	
非逾格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	40		
差引計 (35)+(36)+(40)	41		※
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)②の新+③並びに①①、②②及び③③)	42	△	外※
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	43	△	
所得金額又は欠損金額	44	△	

中間申告で震災損失金額の繰戻し還付請求を行った場合、確定申告時に、その還付請求の対象となった繰戻対象震災損失金額に相当する金額(設例では、5,000,000円)を“差引計「41」欄”の外書に記載します。

「44」欄の金額は、「41」欄に外書した金額を加算した金額となります。  
 設例の場合、△15,000,000円と5,000,000円とを合計した△10,000,000円となります。

この金額を3で作成する別表7(1)の当期分の欠損金額欄へ転記します。

3. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成

「5」欄から「10」欄の外書に、東日本大震災に係る震災損失金額を記載します。

当期分のうち	欠損金 (別表四「44」の①)	10,000,000	欠損金の繰戻し額	
	災害損失金 (10)			
	青色欠損金	10,000,000	7,000,000	3,000,000
	合計			

別表4の「44」①欄から転記します。

2で作成した「震災により生じた損失の額に関する明細書」の合計の金額と一致します (中間期間において繰り入れた災害損失特別勘定の金額も含めて記載します。)

災害により生じた損失の額の計算				
日本大震災	災害のやんだ日	平	計	
①	②	③	①+②	円
(別表四「44」の①)				10,000,000
資産の滅失等により生じた損失の額	5	0円外	0円外	0
被害資産の原状回復のための費用の額	6	0	7,000,000	7,000,000
計 (5)+(6)	7	0	7,000,000	7,000,000
保険金又は損害賠償金等の額	8	0	0	0
差引災害により生じた損失の額 (7)-(8)	9	0	7,000,000	7,000,000
				7,000,000

「4」③欄と「9」③欄の外書のうち少ない金額を記載します。

原則として「7」欄-「8」欄の金額を記載しますが、中間申告において繰戻還付請求の対象とした震災損失の金額がある場合には、その金額を控除して記載します。  
 設例の場合、「7」欄の12,000,000円から5,000,000円を控除した7,000,000円を記載します。

この金額を4で作成する「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」欄へ転記します。

4. 「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の作成

震災損失の繰戻しによる還付請求書の付表として作成し、繰戻対象震災損失金額をいずれの還付所得事業年度に繰り戻すかを明らかにします。

繰戻対象震災損失金額に関する明細書		事業年度	22・10・1 23・9・30	法人名	(株) C	付表
繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書						
繰戻対象震災損失金額 (別表七(一)「10の③」欄の外書)	1	円	7,000,000	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す繰戻対象震災損失金額	3
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	2	円	7,000,000	平 21・10・1 平 22・9・30	①	7,000,000
				平 . . .	②	

3で作成した別表7(1)の「10」③欄の外書の金額を記載します。

この金額を5で作成する「還付請求書」の「2」欄へ転記します。

5. 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の作成

「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載した繰り戻す繰戻対象震災損失金額を基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

震災損失の繰戻しによる還付請求書			※整理番号	
(フリガナ) 法人名等			(株) C	
震災欠損事業年度	自平成22年10月1日 至平成23年9月30日	(確定)申告書 中間	還付所得事業年度	自平成22年10月1日 至平成23年9月30日
区 分		請求金額	※金額	
震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額	1	7,000,000	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2	7,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3	20,000,000	
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	4	5,000,000	中間申告の際に繰戻還付を行った金額を記載します。
	差引所得金額(3)-(4)	5	15,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	6	6,000,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7	0	
	控除税額	8	0	
	使途秘匿金額に対する税額	9	0	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	0	
	連結承認取消取戻税額	11	0	
	法人税額(6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12	6,000,000	
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	1,500,000	中間申告の際に行った繰戻還付により還付を受けた法人税額を記載します。
	差引法人税額(12)-(13)	14	4,500,000	
	還付金額(14)×(2)/(5)	15	2,100,000	
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書等提出日	平成 年 月 日	平成23年11月××日

この金額を6で作成する別表1(1)の「18」欄の外書へ転記します。



【参考】

この「設例3」のように、

- ①中間期間で災害損失特別勘定の繰入れを行い、
- ②その災害損失特別勘定の対象とした資産について、中間期間を含む事業年度で修繕費等の支出をした場合には、

確定申告の際に、中間期間で計上した災害損失特別勘定の金額のうち当該修繕費等の金額に相当する金額を益金の額に算入することとされています。

ここでは、「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の記載例を示します。

災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	法人名	
				22.10.1	(株) C	
				23.9.30	( )	
災害のあった日	1	平 23.3.11	期首現在額	9	5,000,000	
同上の日から1年を経過する日	2	平 24.3.11	翌 当 期 取 崩 額 の 計 算	修繕等をした 場合の取崩額	10	5,000,000
修繕等が遅れた場合の 修繕完了事業年度等	3	平 . . . 平 . . .		同上以外の場合 による取崩額	11	
修繕等をした場合の取崩額 (20の合計額)	4	5,000,000		計 (10)+(11)	12	5,000,000
同上のうち保険金等 により補填された金額	5	0		差引期末現在額 (9)-(12)	13	0
最終取崩事業年度等 における取崩額	6		同上のうち前期末 までに益金の額に 算入された金額	14		
要取崩額	7	5,000,000	当期中において益金の額 に算入すべき金額 (8)	15		
益金算入額	8	0	期末災害損失特別勘定残高 (13)-(14)-(15)	16	0	
当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細						
被災 資産	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物		当期が「2」欄に記載された日の属する事業年度である場合には、「4」欄-「5」欄の金額と期首の災害損失特別勘定の金額とのいずれか少ない金額を記載します。 設例の場合、5,000,000円と記載します。		
	被災資産の所在地	△△市〇〇町				
	構造、設備の 種類及び細目	鉄骨鉄筋コンクリート 工場用				
修繕等の工事の名称等	17	XX 修繕工事				
同上の修繕等の工事期間	18	平 23. X . XX 平 23. X . XX	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	
同上の修繕等の工事に 係る修繕費用等の金額	19	5,000,000	円	円	円	
同上のうち当期において 損金の額に算入した金額	20	5,000,000				

## ○ 仮決算の中間申告による所得税額の還付

[設例 4] 仮決算の中間申告において所得税額の還付を受ける場合

当社（株D、年1回9月決算、資本金1,000万円）は、当期（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）に係る中間期間（自平成22年10月1日至平成23年3月31日）において震災による損失の額（震災損失金額）が生じたことから、仮決算による中間申告書を提出することにより、受取配当金に課された源泉所得税額の還付を受けたいと考えています。

この場合の申告書の書き方はどのようになりますか。

なお、所得金額、所得税の額等の状況は次のとおりです。

○ 中間期間[22.10.1~23.3.31]

所得金額	1,000,000円
法人税額	180,000円
震災損失金額	500,000円
受取配当金に係る所得税額	800,000円

(参考)

震災損失金額（500,000円）は、機械及び装置に係る滅失等による損失の額です。

[答]

○ 申告書等の記載の仕方について

仮決算による中間申告において、所得税額の還付を受けるに当たって作成が必要な申告書や明細書などについて、記載例により説明します。

### 1. 別表6(1)「所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書」の作成

当期中に支払を受ける利子・配当等について課された所得税の額について、当期の所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に作成します。

設例の場合、受取配当金に係る所得税額800,000円について記載します。

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書		事業年度	22.10.1 / 23.3.31	法人名	(株) D		
I 所得税額の控除に関する明細書							
区分	収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額				
	①	②	③				
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円	円			
公社債の利子等	2						
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)	3	4,000,000	800,000	800,000			
集団投資信託(合同運用信託を除く。) の収益の分配	4						
その他の	5						
計	6	4,000,000	800,000	800,000			
公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託 (合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算							
個別法人	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の 計算基礎期間	(9)のうち元本 所有期間	所有期間割合 (小数点以下3 位を四捨五入し %) (位未満は上げ)	控除を受ける 所得税額 (8) × (11)
		7	8	9	10	11	12
(株) XX		4,000,000円	800,000円	12月	12月	1.000	800,000円

別表六(一) 平二十二年・四・一以後終了事業年度分

(B)

5で作成する別表1(1)「16」欄(所得税額等の還付金額)の記載を行う際に、必要な金額となります。詳しくは、24ページをご覧ください。

2. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成

災害損失特別勘定の繰入れを行う場合に作成します。

設例の場合は、該当がありません。

3. 「震災により生じた損失の額に関する明細書」の作成

設例の場合、機械及び装置の滅失等による損失額 500,000 円を記載します。

震災により生じた損失の額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 22.10.1 / 23.3.31 法人名 (株) D

資産の種類	災害前の帳簿価額 円	震災により生じた損失の額		
		滅失等による損失 円	原状回復の費用 円	計 円
機械及び装置		500,000		500,000
合計		500,000		500,000

4で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

(固定資産分を合計して)別表7(1)「7」②欄の外書へ

別表7(1)「7」③欄の外書へ

4. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成

「5」欄から「10」欄の外書に、東日本大震災に係る震災損失金額を記載します。

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類	東日本大震災		災害のやんだ日	平
災害を受けた資産の別	棚卸資産 ①	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む) ②		計 ①+② ③
当期の欠損金額 (別表四「44の①」)				0
現者により生じた損失の額				
資産の滅失等により生じた損失の額	外 0円	外 500,000円	外	500,000
被害資産の原状回復のための費用の額	外 0	外 0	外	0
計 (5)+(6)	外 0	外 500,000	外	500,000
保険金又は損害賠償金等の額	外 0	外 0	外	0
差引災害により生じた損失の額 (7)-(8)	外 0	外 500,000	外	500,000 (C)
繰越控除の対象となる損失の額 (4)の③と(9)の③のうち少ない金額			外	0

3で作成した「震災により生じた損失の額に関する明細書」の合計の金額と一致します。

5で作成する別表1(1)「16」欄(所得税額等の還付金額)の記載を行う際に、必要な金額となります。詳しくは、24ページをご覧ください。

「4」③欄と「9」③欄の外書のうち少ない金額を記載します。

5. 別表1(1)「確定申告書」の作成

所得税額等の還付金額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

〒印 平成 年 月 日 税務署長殿	事業種目 10000000円 非営利法人等	青色申告 一連番号
納税地 電話( ) -	同非区分 同業種社 同業種社 同業種社 一般社団・財団 非営利法人 普通法人	整理番号
(フリガナ) 法人名 (株) D	経理責任者 目撃押印	事業年度 (至)
(フリガナ) 代表者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	売上金額
代表者 住所	添付書類	申告年月日
		申告区分 庁指定 身指定 指導等 区分
		通信日付印 雑認印 省略
		年 月 日

平成 22 年 10 月 1 日

事業年度分の 中間 申告書

翌年以降  
送付要否  要  否

平成 23 年 9 月 30 日

(中間申告の場合 平成 22 年 10 月 1 日  
の計算期間 平成 23 年 3 月 31 日)

租税法第30条の  
書面提出有  無  租税法第33条の  
の2の書面提出有  無

所得金額又は欠損金額 (別表四「44」の①)	十位	百万	千	円	この申告による還付金額 (16) + (17) + (18)	十位	百万	千	円
1		10000000			16		5000000		
法人税額 (36)又は(37)		1800000			17				
法人税額の特別控除額 (38)又は(39)					18				
3					19		5000000		
4		1800000			20				
5					21				
6				000	22				
7					23				
8				000	24				
9					25				000
10				000	26				
11		1800000			27				
12					28				
13				000	29				
14				000	30				
15				000	31				
30		10000000			32				
31				000	33				
32		10000000			34				
33				000	35				
38				0	36				
39				0	37				
42		8000000			40				000
43					41				
44		8000000			47				
45		1800000							
46	(A)	6200000							

別表(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二二・四一以後終了事業年度分

○ 所得税額等の還付金額「16」欄の記載の仕方について

次の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します(設例の場合は500,000円となります)。

(A) 別表1(1)「46」欄の金額(設例の場合は620,000円)

(B) 別表6(1)「6」の③欄の金額(設例の場合は800,000円)

(C) 別表7(1)「9」の③欄の外書の金額(設例の場合は500,000円)

【参考】

仮決算による中間申告で所得税額等の還付を受けた法人が、その後、その中間期間を含む事業年度の確定申告書を提出する場合の確定申告書の記載の仕方は、次のようになります。

(設例：年1回9月決算法人と仮定)

中間期間における所得税額（受取配当分） ..... 800,000 円

上記のうち還付を受けた所得税額 ..... 500,000 円

通年における所得税額（受取配当分） ..... 1,200,000 円

○【別表6(1)の記載要領】

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書		事業年度	22.10.1 23.9.30	法人名	(株) XX
I 所得税額の控除に関する明細書					
区分		収入金額		①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
		①	②	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1				
公社債の利子等	2				
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)	3	6,000,000		1,200,000	1,200,000
集団投資信託(合同運用信託を除く。) の収益の分配	4				
その他の	5				
計	6	6,000,000		1,200,000	内 500,000 1,200,000

公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託

中間申告において還付を受けた所得税額を、「6」③欄の内書として記載します。

○【別表1(1)の記載要領】

控除税額	所得税の額等 (別表六(一)の②)+(2)の計	42	7,000,000
外国税額	(別表六(二)「21」)	43	
計	(42)+(43)	44	7,000,000

別表6(1)の「6」③欄の金額1,200,000円から内書として記載した金額500,000円を控除した金額を、別表1(1)の「42」欄へ記載します。  
設例の場合、700,000円となります。